

公益社団法人日本ホッケー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL: <https://www.hockey.or.jp/jha/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>・当協会では、中長期の基本計画となる「Japan Hockey Road to 2030」（以下、Road to 2030）を策定しており、本協会の理念・ビジョン・スローガンを再定義し、基本指針を定めたうえで、2030年度に向けたロードマップおよび、1.強化育成、2.組織、3. コミュニケーション、4.事業、5.財源、6.普及、7.社会貢献、8.東京2020レガシー、9.2030WC招致・開催、の9つの重点領域と各領域で取り組むべき事項を明文化したものとなっている。サマリー及び詳細な計画については協会HPにて公表しており幅広く活用されている。</p> <p>・Road to 2030は、担当理事や事務局職員に加え外部人材で構成された横断的なプロジェクト・チームで原案が検討された上で、2019年5月に実施された令和元年度第1回理事会にて協会の新たな理念・ビジョン・スローガンが承認され、2019年6月に行われた定時総会にて正会員向けに報告が行われた。その後、当協会の理事、日本リーグの理事等を含む幅広い関係者から意見を募り取り纏めて詳細が検討され、2020年5月の令和2年度第1回理事会での報告を経て、2020年8月の令和2年度定時総会で正会員向けに説明が実施された。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p> <p>・2022年6月11日に開催された令和4年度第2回理事会にて抜本的な組織改正を実施し、Road to 2030の重点領域に基づいた業務担当を円滑に行う組織体制を構築した。</p>	<p>Japan Hockey Road to 2030サマリー Japan Hockey Road to 2030 詳細版 令和元年度第1回理事会議事録 令和元年度定時総会議事録 令和2年度第1回理事会議事録 令和2年度定時総会議事録 令和2年度第3回理事会議事録 組織再編役員人事 新組織図説明資料</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>・業務執行理事が、それぞれの専門業務の把握、実行は勿論のこと、その場に応じた適切な判断が下せるように知識研鑽を深め、幅広く人材を登用する仕組みを形成する。業務執行理事会では、現状の事業課題だけではなく、テーマを決め、JHAの将来設計を作り上げる議論を活発に行い、スポーツモデルの先駆者と成りうる有意な人材を育成していく。</p> <p>・Road to 2030の重点領域の一つとして「組織」を定め、その目的として以下2点を定めた。 (1) 的確かつ迅速な意思決定と業務執行 (2) 理念・ビジョン・スローガンに則った健全且つ公正なる協会運営 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P28~34に記載)</p> <p>・具体的なアクション項目として、A) 組織基盤の構築・強化、B) 日本ホッケー協会 (JHA) プレゼンスの向上、C) 人材育成・養成を定め、次のステップでの取り組みを計画している。 Phase1: JHAの組織形態の検討・構築、及び、協会運営を支える人材の育成 Phase2: JHA及び国内外の関連団体との関係促進を図るための組織形態見直し・再構築、及び人材の設置 Phase3: 国内外における更なるJHAのプレゼンス向上</p> <p>・また、2030年までの10年間を通し、実働隊として関与し動ける若手人材が全国区で必要とされていることから、JHAとして中長期的な人材戦略が必要と認識。2030年までの間にRoad to 2030に積極的に関与し経験を通じ、プロジェクト完了後の2031年以降、JHAだけではなく求心力となり基盤人材となり活躍する人材を各都道府県に育てることで、全国におけるホッケー文化・ホッケーファミリーの拡充をより強固なものにしていくことを目指している。 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P16に記載)</p> <p>・本年度、スポーツ庁が実施する「競技団体の組織基盤強化支援事業」に採択され、外部人材の活用や次世代人材の育成事業の実施が計画されている。 (https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1415419_00001.html)</p>	<p>Japan Hockey Road to 2030サマリー</p> <p>Japan Hockey Road to 2030 詳細版</p> <p>令和2年度第1回理事会議事録</p> <p>令和2年度定時総会議事録</p> <p>令和4年度競技団体の組織基盤強化支援事業 採択団体の事業概要</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>・収支予算書については、策定するとともに随時補正予算を更新している。また、収支予算書については当協会のHPにて公表している。計画策定にあたっては予算を理事会にて説明する過程で役職員等構成員から意見を募っている。毎期、財務の健全性を確保した事業計画を内閣府に提出するとともに、HPで公表している (https://www.hockey.or.jp/jha/report-plan/)</p> <p>・財務計画(2021年9月時点)については、事務局、財務委員会、総務委員会のメンバーにて作成したうえで理事・監事からも意見を募った上で、令和3年度第5回理事会にて承認済みとなっている。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	JHA_収支予算書_2022年度当初 JHA_収支予算書_2022年度第一次補正 財務計画202109時点 令和3年度第5回理事会議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>・令和4年6月11日に開催された定時総会において、新たに理事17名が選任され就任した。理事会の規模の適正化と実効性の確保や組織の多様性の確保に配慮し、外部理事は7名(41%)、女性理事は7名(41%)となった。</p> <p>・当協会としては引き続き目指すべき外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%としている。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	組織再編・理事人事 R4総会説明資料一式 追記・役員候補者選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・当協会では評議員会を設置していないため、本項目は審査対象外となる。	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>・2022年5月25日に開催された令和4年度第2回理事会によりアスリート委員会規程が承認され、特別委員会としてのアスリート委員会が設置された。また、2022年6月11日の理事改選により新たに就任した理事がアスリート委員長に就任した（元日本代表選手）。</p> <p>・本委員会の目的は、ホッケー競技に関連する事案について本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定機関に反映させ、意思決定における多様性を担保することである。また、構成員である委員については、幅広い年齢層やジェンダーから選定することを目指しており、アスリートの権利保護、競技・強化環境の改善、JOCやIF/AFのアスリート委員会との協力連携などを主な活動内容を目指している。</p> <p>・2022年10月31日に開催された令和4年度第7回理事会にて、令和4年度期中に委員の公募選任手続きを実施する予定が確認された。</p> <p>(https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	アスリート委員会規程 令和4年度第3回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度定時総会にて理事の人数削減に関する定款の変更を行った。 (変更前) 20名以上30名以内 (変更後) 10名以上20名以内 本年度の総会においては、17名の理事が選任され、就任した。 ・ 同じく令和4年度定時総会において組織の設計に柔軟性を持たせるため、各種本部および部の設置について定める定款変更を実施するとともに、同日に開催された理事会において抜本的な組織変更を行った。従来は7つの専門委員会が業務執行理事会の下で並列に存在していたが、これを4つの事業本部（戦略統括本部、強化育成本部、事業本部、コーポレート本部）、事務局、特別委員会（アンチ・ドーピングインテグリティ委員会、社会共創委員会、アスリート委員会）に再編するとともに、外部理事を含めた理事全員がそれぞれ管掌する領域を明確に定め配置することとした。 ・ これまで同様に定期的に理事会・業務執行理事会を開催することに加え、業務執行理事会メンバー（会長、副会長、専務理事、4本部長および事務局長）で原則2週間に非公式の一度の情報交換会を実施し、密な情報共有と迅速な意思決定が可能な体制の構築を進めている。 	R4総会説明資料一式

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年7月14日に開催された令和4年度第5回理事会にて定款施行細則の改正が承認され、役員の時任時の年齢制限の厳格化が行われた。 (改正前) 就任時70歳未満。但し、理事のうち1名は就任時75歳未満 (改正後) 就任時70歳未満。役員は、その在任期間が連続して10年を超えてはならないものとする。 ・ 加えて、役員候補者選考委員会の設置と「役員候補者選考規程」についても定款施行細則にて条文が追加された。 ・ 2022年6月11日に開催された令和4年度定時総会にて選任された理事については年齢制限に達している理事はいない。 	定款2022年度改正 定款施行細則2022年度改正 役員候補者選考規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 2022年6月11日に開催された令和4年度定時総会にて選任された理事については在任年数が10年を超える理事はいない。 <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激変緩和措置は適用されていない 	同上

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<p>・2022年4月28日に開催された令和3年度第7回理事会にて役員候補選考委員会の在り方、運用について、多様性を確保し新陳代謝を図るというGCの趣旨に沿った内容の役員候補者選考規程の制定が承認された。</p> <p>・令和4年度定時総会での理事改選に向けた令和4年度役員候補者選考委員については、以下の点に配慮し、計7名の委員が選任された。</p> <p>① 各委員会に深く関わることをできるだけ公平に ② ガバナンスコードにも示されている内容を配慮 ③ 年齢も幅広く ④ スポーツ全般、他競技への知識 ⑤ 国際感覚・経験 ⑥ 組織運営経験 ⑦ 女性の登用</p> <p>・令和4年5月13日に開催された役員候補者選考委員会においては、役員候補選考委員会の独立性や選考の公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮を行った。</p>	役員候補者選考規程 令和4年度役員候補者選考委員
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>・当協会では、倫理規程を制定している。</p>	倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・当協会では、総会規程、理事会規程、経理規定、予算執行の手引、コンプライアンス規程、業務執行理事の業務執行と責任、事務局職務分掌表を定めている。	総会規程 理事会規程 経理規程 予算執行の手引き コンプライアンス規程 業務執行理事の業務執行と責任 事務局職務分掌表
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・当協会では倫理規定、コンプライアンス規程、海外渡航安全対策規程、危機管理規程を定めている。	倫理規程 海外渡航安全対策規程 危機管理規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・当協会では役員の報酬並びに費用に関する規定を定めている。	役員の報酬並びに費用に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・当協会では、経理規程を定めており、その中で財産に関する定めをおいている。 ・令和3年度決算では特定費用準備資金の積み立てを行っているが、考え方や内容について理事会で議論された上で承認されている。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)	経理規程 令和3年度第1回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<p>・当協会では、登録規程を定めてチーム及び構成員（監督、コーチ、選手、その他役員）に関する年度登録費を定めている。（2021 Hockey Handbook P43～48）</p> <p>また、公認競技役員規程では競技役員の認定料および年度登録料を定めている。（2021 Hockey Handbook P59～65） (https://www.hockey.or.jp/rules/regulations/)</p> <p>・競技場および用具に関して、JHA フィールド公認規程（2021 Hockey Handbook P76～84）、用具製造販売事業者公認制度およびJHA 人工芝製造・販売指定企業制度（2021 Hockey Handbook P95～98）に定めており、その中で公認料について定めている。</p> <p>・スポンサーからの協賛および試合の放映権については個別に契約書を締結している（契約書の内容は守秘義務に基づき非開示）</p>	2021 Hockey Handbook （登録規程、公認競技役員規程、JHAフィールド公認規程、用具製造販売事業者公認制度、JHA 人工芝製造・販売指定企業制度）
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>・日本代表候補選手の選考に関しては「日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン」を定めHPに公表している。 (https://www.hockey.or.jp/jha/articles/)</p> <p>・本ガイドラインに基づき選考会を実施し、選考会の最終日に日本代表選考委員会を開催し承認を得た後、第三者承認委員会を開催する。第三者承認委員会のメンバーは前年度の日本リーグの1位～3位のチームの監督。結果をJHA理事へ報告後ホームページで発表する。選考結果は全チームに送っている。</p> <p>・選考から漏れた選手については、ヘッドコーチから選考のポイントとその選手の今後の強化の課題を伝えている。</p> <p>・選手の肖像権などの権利保護に関する規程は令和5年3月末を目途に整備を行う予定である。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	令和3年度第5回理事会議事録 日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<p>・試合での審判員の指名については、技術委員会監督の下で各大会の競技運営責任者であるTD（テクニカルデリゲート）が公平性・合理性の観点から出身校や出身母体などを最大限考慮に入れて行っているが現時点で明確な規程はない。今後、令和5年3月末までを目途に規程を整備する予定としている。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	<p>令和3年度第5回理事会議事録 令和4年度第7回理事会議事録</p>
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>・複数名の弁護士が理事に選任されており専門的な法的知識を有している。</p> <p>・法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、複数の専門職理事（弁護士および会計士/税理士）が関わりとともに、平時より業務執行理事や専門職理事および事務局長が中心となってスポーツ分野を主に取り扱い分野とする外部の法律事務所と頻繁に意見交換を行っており、いつでも相談できる体制を整えている。</p>	役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>・平成30年度第4回理事会(2018/11/10)にて「倫理規程の改正」「コンプライアンス規定の制定」「倫理委員会委員の選任」「調査部委員の選任」「処罰規定の廃止」について承認されてる。</p> <p>・2022年6月の組織改正により、新設されたコーポレート本部の中に「法務・コンプライアンス推進部」が設置され、また、独立した特別委員会として「倫理委員会」が設置された。</p> <p>・加えて、2022年8月28日に開催された令和4年度第6回理事会において、常設の委員会としてコンプライアンス委員会の設置が承認された。</p> <p>(法務・コンプライアンス推進部の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定 ・コンプライアンスの推進のための啓発 ・通報相談窓口の運営 ・各種規程案の策定 ・その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項 <p>(コンプライアンス委員会の役割)</p> <p>コンプライアンス意識の日常業務への実践・定着を図るため、日々生起する業務や事象につきコンプライアンス推進の観点から検討する役割を担う。</p>	<p>平成30年度第4回理事会議事録</p> <p>コンプライアンス規程別紙1「通報相談窓口利用案内」</p> <p>別紙2「対応の流れ」</p> <p>総務委員会・倫理委員会・調査部・SEM名簿</p> <p>令和2年度コンプライアンス推進部会議事録</p> <p>コンプライアンス委員会設置の件</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
			<p>(倫理委員会の役割)</p> <p>協会員の行う「規律違反行為」を対象に、その「処分を行うことができる」とされている。倫理規程では調査部員という外部の独立した弁護士による調査が予定されており、処分の対象となりうる重大事象が発生した際の厳格な手続きが規定されている。</p> <p>・今般新設された「コンプライアンス委員会」は、倫理委員会に比べて、日常業務に密接に関係する。例えば、「倫理規程による調査が予定されていないが、コンプライアンスの観点から問題がないとは言えない」という事象に対して、(コンプライアンスの問題として)検討する場が協会内に存在していなかったところ、各執行部署が日常業務に当たるうえでコンプライアンス意識を高く持つことが必要であるが、すべてを執行部署の判断にゆだねず、協会として検討する場を持つことも必要であると判断し、コンプライアンス委員会に臨時委員会を設け、比較的少人数で機動的に、問題の把握、(コンプライアンスの観点からの)対応の要否等について、現場をサポートしつつ対応する役割を担うことができるようにした。コンプライアンス委員会(臨時委員会)において問題の把握に努めた結果、「規律違反行為」として取り上げるべき重大事象であるとの判断に至るような場合は、倫理委員会に「事実調査請求」を行い、厳格な手続きにゆだねることを選択することもありうるものとしている。</p> <p>・コンプライアンス委員会の委員長は代表理事とし、委員は代表理事の外、各本部長の推薦に基づき4名以上を理事会において選任するが、各本部(本部長、副本部長、部長、副部長、部員)から最低1名を選任するものとしている。</p> <p>また、定例委員会は、年に2回以上、半期毎に1回以上開催するものとし、臨時委員会は、実際に委員会で審議すべき事案が発生した都度開催するものとする。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>・コンプライアンス委員会は、学識経験者（企業経営者）である会長が委員長となり、副委員長に弁護士の理事、委員に法務・コンプライアンス推進部長で弁護士の理事の他、有識者を複数配置している。また、全ての事業本部から委員を選出し多方面からの議論が行える体制を整えている。</p>	コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>・当協会のインテグリティ教育、アンチドーピングに関する専門事項に関する情報共有、調整、啓発、管理を行うことを目的とした「アンチドーピング・インテグリティ委員会」が設置され活動を行っている。</p> <p>・役職員向けには、外部弁護士にも協力を得ながらコンプライアンス研修を実施している。GCについてはスポーツ庁の資料を活用して理事会での議論の折に参照するようにしているが、今後さらに一步踏み込んで、適用される法令・規程・GCについての研修や、不適切な経理処理等不正行為の防止、代表選手選考の適切な実施、大会運営等における選手等の安全確保についてなど、理事としての素養を高めるよう広い分野での研修を実施する必要もあるため、令和3年度以降も継続して少なくとも1年に1回以上、理事会の折に研修会を行う予定である。</p> <p>参考としている資料 ガバナンスガイドブック（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構） https://www.jsaa.jp/guide/governance/index.html</p>	<p>インテグリティ・アンチドーピング委員会規程 コンプライアンス研修資料_ガバナンス スポーツ団体ガバナンスコード_中央競技団体向け 2020年度全国ルール統一研修会</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・アンチドーピングの他、各カテゴリー毎に年間の教育プログラムを策定し、コンプライアンス全般の教育を推進している。 ・アンチドーピングの啓発については、JADAとも緊密に連携して活動を進めている。 	2021年度アンチ・ドーピング活動体制計画書 コンプライアンス研修資料_アンチドーピング
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年実施している「ルール統一研修会」にて審判員や都道府県協会関係者、チーム関係者に対する教育を実施している。直近も2022年2月に実施された。 <p>https://www.hockey.or.jp/news/press/rule/pt20210304235051.html</p>	2021年度全国ルール統一研修会

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受 けることができる体制を構築 すること	<p>・法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、専門職理事が関 わるとともに、外部の法律事務所へいつでも相談できる体制を整えている。</p> <p>-Field-R 法律事務所 〒106-0032 東京都港区六本木 4-2-35アーバンスタイル六本木三河台 2F https://field-r.com/about-us/</p> <p>・財務会計問題についても、定期的に外部監査を受けながら、いつでも専門職へ相談できる体制を整え ている。</p> <p>-みなと公認会計士事務所（外部監査事務所） 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14-1郵政福祉琴平ビル2F http://www.manekuri.co.jp/</p>	【専門家事務所との個別 契約については非開示】
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	<p>・経理規程および予算執行の手引きを整備している。また、経理規定については2022年7月14日に開催さ れた令和4年度第5回理事会にて改正を行った。</p> <p>・各事業年度で外部の独立監査人から監査報告書を受領している</p> <p>・監事については弁護士が就任しており、専門的知見を活かした職務執行をしている。各事業年度の計 算書類等の会計監査及び適法性監査を行い監査報告書を受領している。</p> <p>・監事は事務局や総務委員会、財務委員会との間で具体的な業務運営の妥当性に関する議論を日常的に 行っており、業務改善に寄与している。</p>	経理規程 予算執行の手引き R4総会説明資料一式

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>・経理規程および予算執行の手引きに基づき、領収証の保存等につき、国庫補助金を適正に使用する体制を構築している。</p> <p>・国庫補助金や助成金申請書類の適正性については、2022年10月3日付で、JOCのNF総合支援センターより「管理レベル1」という通知を受けている。</p> <p>(①適時性…8月、11月、1月に設けられた提出期限に該当する事業報告書が提出されたか3月の提出が一定割合を超えていないか、②有効性…交付決定額の計画的な運用及び有効な活用ができたか、③正確性…補助金額の修正となるような誤りを繰り返していないかの3つの基準から、3段階評価の合計得点で決定される。管理レベル1は最も高いレベル)</p>	NF総合支援センターによるサポート内容について_ホッケー
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>・公益法人認定法に規定された書類については事務所に備置き閲覧に供することのできる体制となっている。</p> <p>・また、定期総会にて上程された決算情報については当協会のウェブサイトに掲載している。</p> <p>その他、当協会の機関紙であるホッケーイヤーブックにも決算情報を掲載して、広くホッケー競技に関わる者に財務情報を開示している。</p> <p>https://www.hockey.or.jp/jha/report-plan/</p>	ホッケーイヤーブック2021 (該当ページ)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>・日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドラインを定め、HPにて開示している。 https://data.hockey.or.jp/2019/articles/JHA_Articles_Of_Rs-Selection_2019.pdf</p> <p>・選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて、選考理由についても個別にフィードバックを行っている。</p> <p>・東京 2020 オリンピック出場内定選手の決定の際には、2021年6月7日にHPにて開示を行うとともに、2021年6月11日に選手代表者並びにヘッドコーチ・スタッフが出席して記者会見を行い、広く質疑応答を実施した。 https://www.hockey.or.jp/news/press/release/pt20210607140010.html</p>	日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<p>・当協会のガバナンスコードの遵守状況をHPで公表している。</p> <p>※当協会の自己説明および証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、以下のページにて公開している。 https://www.hockey.or.jp/jha/governancecode-selfexplanation/</p>	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款第31条に利益相反に関する規程を設けている。 ・ 倫理規程第4条第8項に「その職務に関する不正な利益の授受又はその申込み行為」が規律違反行為として規定されている。 ・ 令和4年10月31日開催予定の令和4年度第7回理事会にて利益相反管理規程が承認されている。 <p>(https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	定款 倫理規程 利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	同上	同上

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス規程第3章(第8条~第13条)にコンプライアンス通報に関する対応体制等について規定を定め運用を行っている。また、通報に関する関係者の情報が守秘義務により守られ、また。通報により不利益な取り扱いをされることが禁じられている旨が定められている。 ・令和3年度より登録証へ通報窓口の案内を記載し周知に努めている。また、案内の中で、通報に関する関係者の情報が守秘義務により守られ、また。通報により不利益な取り扱いをされることが禁じられている旨を明記している。 ・通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて情報管理を徹底しているが、明確化の為令和5年3月末までに規程を整備するとともに、通報が正当な行為として評価されるものである旨の意識づけの徹底を目的とした研修会を実施する。 ・また、スポーツ庁が取り組んでいるアスリートへの写真・動画による性的ハラスメントに係る相談窓口に関し、相談窓口の活用についてHPにて案内を行っている。 (https://www.hockey.or.jp/news/press/info/pt20210323235849.html) 	コンプライアンス規程 別紙1「通報相談窓口利用案内」 別紙2「対応の流れ」 通報制度_登録証
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・通報があった場合は、倫理委員会に報告され、倫理委員会にて事実調査の囑託が行われるかが判断される ・事実調査が行われる場合、独立・中立の外部の2名の弁護士を含むメンバーで構成された調査部で事実調査が行われ、倫理委員会に報告され、処分意見が会長宛に提出される仕組みとなっている。 	コンプライアンス規程 別紙1「通報相談窓口利用案内」 別紙2「対応の流れ」 倫理委員会・調査部名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理規程に一連の手続を定めている。なお、現時点では処分レベルについて詳細な定めはないものの、公開されている日本スポーツ仲裁機構等の参考処分例に従い運用している。 ・ 倫理規程第12条3項に「処分対象行為」が追記された。また、処分基準についての規程を令和5年3月末までに設け公表する予定である。 	倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性をもつ倫理委員会という組織を定めている。なお、処分審査の前提としての事実審査は専門性を有する独立公平の機関として調査部を設置しており、倫理規定の第7条2項により独立性が定められている。調査部は外部の2名の弁護士などで構成されている。また、倫理規定第10条3項にて、事案の審査にかかる中立性が定められている。 ・ 処分基準についての規程を令和5年3月末までに設け公表する予定である。 <p>(https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	倫理規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程第18条に自動応諾条項について定めている。 ・2021年10月に開催された令和3年第5回理事会にて、自動応諾条項は懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らずあらゆる決定を広く対象に含むよう改定がなされた。 <p>(https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	令和3年第5回理事会議事録 倫理規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規定12条3項5号に記載の通り個別に書面をもって通知する。 	倫理規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理規程を令和2年11月14日から施行している。 ・現状では、「有事の危機管理マニュアル」は定めていないが、本団体を囲む選手、指導者、競技役員のほか、スポンサーやマスメディアなども含めて、生じるかもしれないであろうリスク（事故や紛争など）を予測し、速やかな対応、判断、決断を行える組織にするため、第三者を含めた組織とし、最小限に抑制するため、令和4年度中（令和5年3月末まで）に「本マニュアル」を策定する予定である。 	危機管理規程 令和4年度第7回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・令和3年度に規律違反行為が疑われる事案について倫理規程に基づいた事実調査が行われた。調査部からの調査報告の提出がなされたが、詳細内容は非開示とする。	非開示
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・危機管理及び不祥事の「危険予知・予防・発生時の準備」が重要であるため、速やかな調査をするための委員会を予め組織する。 ・法に触れる事態であることから委員には外部より弁護士は必須とし、各委員会委員長・部長、更には必要に応じて会計士を委員に加え、判断に偏りが生じないように対応できるようにする。なお、調査委員会には2名の外部・中立の弁護士を充てている。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>・現時点では、加盟規程などは整備されていない。</p> <p>・当協会の中長期計画であるRoad to 2030の主要項目である「組織」において、都道府県協会の組織基盤の検証・構築・強化を定め、地方協会の組織基盤の確立及び・関連団体（スポーツ少年団、中学校部会、高体連、日学連、マスターズなど）との関係性の整理を課題に挙げている。 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P31に記載)</p> <p>・令和5年6月の定時総会までに、地方組織との間の権限関係を定める規程、地方組織との関係図等の整備を行い、地方組織等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援を行う体制を整えることを目指す。</p> <p>(https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	Japan Hockey Road to 2030 詳細版 令和4年度第7回理事会議事録
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>・現時点では、加盟規程などは整備されていない。</p> <p>・当協会の中長期計画であるRoad to 2030の主要項目である「組織」において、都道府県協会の組織基盤の検証・構築・強化を定め、地方協会の組織基盤の確立及び・関連団体（スポーツ少年団、中学校部会、高体連、日学連、マスターズなど）との関係性の整理を課題に挙げている。 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P31に記載)</p> <p>・令和5年6月の定時総会までに、地方組織との間の権限関係を定める規程、地方組織との関係図等の整備を行い、地方組織等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援を行う体制を整えることを目指す。</p> <p>(https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p>	Japan Hockey Road to 2030 詳細版 令和4年度第7回理事会議事録